

# 一般社団法人沖縄総合無線センター定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人沖縄総合無線センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人の事務所は、沖縄県那覇市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、沖縄県内における電波の社会的ニーズに対応して能率的な利用を促進し、集中無線基地局（以下「おきなわTOWER」という。）の効率的な利用を推進し、その健全な発展を図り、もって公共の福祉に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 「おきなわTOWER」に必要な施設を設置、運営。
- (2) 前項の施設又は設備の保守及び管理に関すること。
- (3) 電波に関する技術的指導に関すること。
- (4) 電波に関する法令の周知及び運用の改善指導を行うこと
- (5) 無線通信及び情報通信一般に関する調査研究を行うこと。
- (6) 無線共済事業に関すること。
- (7) 会員相互及び関係機関との連携を図ること。
- (8) その他この法人の目的を達成するため必要な事業を行うこと。

## 第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し「おきなわ TOWER」の施設を利用する者
- (2) 準会員 正会員以外で「おきなわTOWER」の施設を利用する者
- (3) 特別会員 理事会において推薦され本人が承諾した者
- (4) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した者
- (5) I P 共済会員 無線共済事業を利用する者

- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者(特別会員を除く。)は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

- 2 理事会は、前項の入会申し込みがあった場合、利用約款に違反しないかぎり、すみやかにその入会を承認するものとする。

(経費の負担)

第7条 この法人の活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び賛助会員になった時及び毎年、正会員及び賛助会員は、総会において利用約款に定める額を支払う義務を負う。

- 2 準会員が「おきなわ TOWER」の施設を利用する場合は、契約書を締結し、利用約款に定める額を支払う義務を負う。
- 3 I P 共済会員は、無線共済利用約款に定める額を支払う義務を負う。
- 4 既納の入会金及び会費は返還しないものとする。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。ただし、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

## 第4章 総会

### (構成)

- 第11条 総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。  
2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

### (権限)

- 第12条 総会は、次の事項について決議する。  
(1) 会員の除名  
(2) 理事及び監事の選任又は解任  
(3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認  
(4) 定款の変更  
(5) 解散及び残余財産の処分  
(6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

- 第13条 総会は、通常総会として毎年6月までに1回開催するほか、必要がある場合に臨時に開催する。  
2 前項の通常総会をもって一般社団・財団法人法上の定時総会とする。

### (招集)

- 第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。  
2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。  
3 総会を招集する場合は、会長は、総会の日々の7日前までに、会員に対して、会議の日時、場所、目的たる事項並びにその他必要な事項を記載した書面をもって通知をしなければならない。  
4 前項の規定にかかわらず、総会員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

### (議長)

- 第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

### (議決権)

- 第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

### (決議)

- 第17条 総会の決議は、議決権を有する総会員の過半数が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。  
2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会

員の議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第18条 総会に出席できない会員は、委任状その他の代理権を証明する書面又は電磁的記録を会長に提出することにより、他の会員を代理人として議決を行使することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第19条 理事又は会員が、総会の目的である事項について提案した場合においてその提案について、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条 理事が会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員を設置)

第22条 この法人は次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上15名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。

- 3 会長以外の理事のうち2名を副会長、1名を専務理事とする。
- 4 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって正会員及び特別会員の理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 副会長は、会長の業務運営を補佐する。
- 4 会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(免責事項)

第27条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。この責任は、総会員の同意がなければ、免除することができない。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第29条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には、総会の議決により報酬等を支給することができる。

(顧問及び相談役)

第30条 この法人に、顧問及び相談役をおくことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、会長の諮問にこたえ、または会議に出席して意見を述べることができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

3 理事会を招集する場合は、会長は理事会の日の7日前までに、各役員に対して、会議の日時、場所、目的たる事項その他必要な事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、役員の実数の同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠席の場合には、副会長が議長の職務を代行する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決議する。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会の報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告する事を要しない。

2 前項の規定は、第24条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長が出席しない場合には、出席した理事及び監事の全員が記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 施設資金
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事会の議決に基づいて、会長がこれを管理する。

(経費の支弁)

第41条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

2 毎事業年度の決算において剰余金を生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を事務所に5年間備え置き、定款及び会員名簿を事務所に備え置くものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配の制限)

第47条 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

## 第10章 事務局

(事務局)

第50条 この法人に事務局を設け、専務理事がこれを統括する。

2 事務局に所要の職員を置く。

3 事務局の運営及び職員に関する規定は、総会の議決を得て会長が別に定める。

## 第11章 補 則

(委 任)

第51条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、総会の決議により、別に定める。

付則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は、親泊一郎とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

付則

1 この定款の変更は、平成28年10月14日から施行する。

2 第3条「陸上移動無線」を「電波」に改める。第4条(1)「集中基地局」を「おきなわTOWER」に改める。(3)及び(4)の「陸上移動無線」を「電波」に改める。(5)「陸上無線」を「無線通信及び情報通信」に改める。(6)「無線共済事業に関すること」を追加、第5条(1)「この法人に賛同して入会し「おきなわTOWER」の施設を利用する者に改める。(3)「賛助会員」、(4)「IP共済会員」を追加、第7条 2「正会員以外の負担額」を追加、3「IP共済会員の負担額」を追加、第13条「総会」を「通常総会」に改める。2項を追加。

付則

- 1 この定款の変更は、平成29年6月1日から施行する。
- 2 第1条一般社団法人沖縄移動無線センターを一般社団法人沖縄総合無線センターに改める。第5条(2)「準会員」を追加、(2)を(3)、(3)を(4)、(4)を(5)に改める。第7条 2「正会員以外」を「準会員」に改める。